

# 知的財産紛争と仮処分

弁護士 松阪 絵里佳



## 1 はじめに

特許権等の自社の知的財産権が侵害されていることを発見した場合には、警告書の送付やライセンス条件の提示等といった交渉により対応するという手段の他に、侵害行為の差止めや損害賠償を求める訴訟(民事保全手続と対比して「本案訴訟」とも呼ばれる。)を提起する、又は差止めの仮処分を申立てるといった裁判手続を利用する方法も考えられる。今回は、一般事件における民事保全や仮処分について概説した上で、知的財産事件における仮処分の特色、メリット・デメリットについて解説する。

## 2 一般事件における民事保全

ある権利の実現を裁判によって実現するためには、原則として、民事訴訟を提起し、勝訴判決の言渡しを受け、その確定<sup>1</sup>を待って執行手続を行う必要がある。しかし、訴訟の提起から判決の確定の間にも権利侵害による損害が発生し続け、または第三者への権利の移転によって強制執行がなしえなくなるなど、権利の保護が

十分ではない場合がある。民事保全は、このような事態を防いで権利の保護を図るため、暫定的に一定の権利・義務を定める制度である。

民事保全法には、保全の手段として仮差押えと仮処分が定められており、仮処分には係争物に関する仮処分と仮の地位を定めるための仮処分がある。

争いがある権利関係について暫定的な措置をすることを求める仮の地位を定める仮処分が用いられる場面は幅広く、認められれば訴訟の結果を先取りすることになる。その例としては、賃金仮払仮処分、交通事故に係る保険金仮払仮処分、そして特許侵害品販売差止仮処分などが挙げられる。

民事保全制度は、本案訴訟と異なり原則として非公開で審理され、立証の程度も本案訴訟で求められる「証明」より緩やかな「疎明」があれば足りるとされている。しかし、仮の地位を定める仮処分については、発されることによる債務者への不利益が大きいことから、債務者が立ち会うことができる審尋期日を経なければ発することができない(民事保全法

第23条3項本文)。また、緊急性を要するという特徴から、一般事件における仮処分の審理期間は本案訴訟に比べて短く、令和元年度の統計では地方裁判所への申立てのうち85.9%が3カ月以内に終結<sup>2</sup>している。

## 3 知的財産事件における民事保全

知的財産権をめぐる紛争の場合、特許権等に基づく侵害行為の差止めのために、仮の地位を定める仮処分の申立てがなされることが多い。権利者が差止仮処分命令を得ると、本案訴訟の判決・執行を待たずに競業行為を止めることができる。一方で、差止仮処分命令を受けた競業者は、対象製品の製造・販売を禁じられ、在庫品や生産設備の廃棄のみならず、市場シェアを喪失する恐れにも直面することになり、営業上の不利益は極めて大きいものとなる。したがって、差止仮処分の審理は、前述した一般事件における仮処分の審理に比べて慎重に行われることが多く、必ずしも迅速な救済を得られるとは限らない。

特許権等の知的財産権に基づく差

止仮処分の要件は、一般の仮の地位を定める仮処分と同様、以下の通りである。

- ①被保全権利の存在
- ②争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避ける必要性  
(「保全の必要性」という。民事保全法第23条2項)

①被保全権利の存在については、権利者が特許権を有すること、競業者がその特許発明を実施し又はそのおそれがあることにより認められる。差止めの本案訴訟及び損害賠償請求訴訟の侵害論の内容と同様である。

②については、仮処分命令が発令されないことによる権利者の不利益と発令されることによる競業者の不利益とを比較考量して、競業者がその命令を受けてもやむを得ないと認められるかどうかにより判断される。権利者側の不利益としては、損害の立証/金銭賠償の困難性、債権者にとって主力商品であるか、自己実施をしていない場合には差止義務を負う実施権の設定があるか等が考慮され、競業者の不利益としては、代替製品・手段への転換の困難さ、債務者にとって主力製品であるか等が考慮される。また、権利者が侵害を知ってから申立てまでの期間が長い場合には、損害が差し迫ってはいないという判断に傾くことがある。

## 4 差止仮処分申立てのメリット・デメリット

権利者が差止仮処分を申立てることのメリットが特に大きいと考えられるのは、権利の有効性や、競業者による侵害の成立が明白であるような場合である。この場合には、侵害の立証の程度が疎明で足り、競業者の目にも明らかな侵害に対しては保全の必要性も認められやすいことから、本案訴訟の結論を先取りし、迅速な救済が得られる可能性が高くなる。特許権侵害訴訟においては侵害論と損害論を分けた二段階審理が行われているため、差止仮処分を本案の損害賠償請求訴訟と並行提起<sup>3</sup>すれば、侵害論の結論が侵害ありとされた際に、損害論の結論を待たずに差止仮処分の申立てが認められる可能性があり、複雑な事案においてもメリットはあり得る。

また、執行に関しては、本案訴訟の第一審判決には仮執行宣言(判決の確定前に仮に執行することのできる効力を与える)が付されることが多いものの、被告は控訴するとともに控訴審に対して仮執行宣言の執行停止を求め、これは認められるのが通常である。したがって、実際には仮執行宣言によって第一審判決の確定前に差止めを行うことは難しい。一方で、差止仮処分命令が発された場合には、被告の異議申立のみによって執行力が停止することはないため、

命令が出されればひとまず早期に差止めが実現できる。

デメリットとしては、仮処分を受けた後で本案訴訟を行い、敗訴した場合には、競業者に対する損害賠償責任を負うことになることがまず挙げられる。差止仮処分命令を受けることによる競業者の営業上の不利益は極めて大きく、損害額も高額になることが予期されるため、仮処分命令が発されるために権利者が納める必要のある担保金も高額になり得る。したがって、侵害成立の見通しが微妙である事案においては、そもそも仮処分を申立てるのか、申立てるとしても本案訴訟の侵害論の審理がある程度進んだ段階にすべきかなど、慎重な検討が必要であろう。

1. 判決が確定するのは、当事者が判決に対して上訴期間内に上訴しなかった時、上訴が棄却された時、上告審の判決の言渡し時等である。  
2. 裁判所 司法統計「民事・行政 令和元年度 99 仮処分既済事件数 審理期間別 全地方裁判所」  
3. 差止仮処分と損害賠償の本案訴訟を並行提起した場合には、この二つは同一の裁判体によって審理される。